

過誤納金還付請求権譲渡通知書（自動車税種別割用）

年 月 日

佐賀県 県税事務所長 様

譲渡人

住所
(所在地)

氏名
(名称、役職及び氏名)

実印
(法人の場合は代表者印)

(納税義務者) 電話番号 () -

下記の自動車税種別割過誤納金（延滞金を含む）の還付請求権を、次の者へ譲渡したので通知します。

自動車税種別割の課税年度	登録番号	抹消等年月日
年度	佐賀	年 月 日

郵便番号 (〒 -)

譲受人

住所 (所在地)

フリガナ

氏名 (名称)

(還付先) 電話番号 () -

振込先口座（譲受人名義の口座に限ります）						
金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号			
		普通・当座				
フリガナ（必ず記入）						
口座名義人						

※ゆうちょ銀行は振込み専用口座を記入してください

注意事項（必ずお読みください）

- ① この通知書は、抹消登録等を行った翌月10日までに必着するよう提出してください。抹消登録が済んでいない場合は、受理できません。（抹消登録日を必ず記入し、抹消が確認できる書類の写しを添付してください。）
提出期限を過ぎると納税義務者に還付されます。
- ② 譲渡人は、個人・法人とも登録印（実印）を押印し、印鑑証明書（写しで可）を添付してください。
ただし、過誤納金の発生原因が、譲受人が代納したことによる重複納付の場合については、印鑑証明書の添付を省略できますが、重複納付した領収証書（原本）を添付してください。
なお、譲渡人本人が窓口提出する場合は、印鑑証明書は不要ですが、本人確認ができる運転免許証などをご提示ください。
- ③ 譲渡人の氏名・住所に変更がある場合は、戸籍謄（抄）本・住民票（写しで可）等変更の事実が確認できる書類を添付
してください。 変更の確認ができない場合は、この通知書を受付できません。
- ④ 譲渡人（納税義務者）の死亡の場合は、添付書類が異なりますので、事前に県税事務所にお問い合わせください。
- ⑤ 債権譲渡人に未納の徴収金（県税等）がある場合は、地方税法第17条の2 第1項の規定により、当該未納の徴収金に
充当されるため、譲受人へ還付されることがあります。
(充当された結果については、譲渡人及び譲受人宛に通知されますのでご注意ください)
なお、当該還付金が延滞金のみに充当される場合は、譲渡人への通知は省略します。
- ⑥ 佐賀ナンバーの抹消登録であっても、同一年度内に県外から転入した自動車については、その年度分の自動車税種別割の納付が行われた都道府県において、当該自動車税種別割の納税義務者に対して還付が行われます。
- ⑦ 記載事項に不備のあるもの、印影の不鮮明なものは受付できません。

※ 記載していただいた個人情報、県税の賦課徴収、還付・充当の目的以外には利用しません。